平成２３年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１９	府 省 庁 名　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　　　）
要望項目名	特定災害防止準備金（露天石炭採掘災害防止準備金）（法人住民税、事業税）
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 適用期限を延長する。 ・特例措置の内容 露天石炭採掘場の採掘跡地における災害発生を防止するため、跡地処理の工事に要する費用を事業者が準備金として積立てた場合、積立限度額以下の金額を損金に算入できる。
〔関係条文〕	〔租税特別措置法第２０条の２，第５５条の６、第６８条の４５〕
減収見込額	（初年度）　（　　　）　（平年度）　２２５　（22 年度見込み）　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 露天堀による採掘により、中長期的かつ持続的に石炭の安定供給を確保する。 （２）施策の必要性 ① 鉱害防止の観点から、生産終了時の跡地復元等は鉱山保安法上事業者の義務。 ②　復元工事については、採掘終了時点において、一時的に復元費用が必要となるため、予め、収益の中から計画的に資金を積み立てさせない場合、復元工事の着実な実施が図れないおそれがある。 ③　また、跡地復元費用は、「費用収益対応の原則」から、本来、採掘を行う年度の当期収益で負担すべきものであることに鑑みれば、採掘期間中に長期的な展望で費用を積み立てることが適切であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。
本要望に対応する縮減案	

<table>
<tr><td rowspan="5">合理性</td><td colspan="2">政策体系における政策目的の位置付け</td><td>５．エネルギー・環境政策
　25　石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
６．原子力安全・産業保安政策
　34　産業保安</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策の
達成目標</td><td>露天石炭採掘の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立を図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td><td>２年間</td></tr>
<tr><td></td><td>同上の期間中の達成目標</td><td>期間中、計画的に準備金の積立を行い、採掘が終了した露天石炭採掘場については、全ての跡地処理工事を円滑かつ確実に実施させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策目標の
達成状況</td><td>本制度創設以来、これまで 24 カ所の採掘場が当該制度により準備金を積み立てており、そのうち 10 カ所の採掘場において採掘跡地の災害防止工事を実施している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td colspan="2">要望の措置の
適用見込み</td><td>災害防止準備金の利用状況等（22 年度以降は見込み）（百万円）
年度　17　18　19　20　21　22　23　24
業者数　9　8　7　7　7　7　7　7
認定件数　12　12　11　11　14　16　16　16
積立額　79　94　129　131　146　276　319　386
取崩額　141　92　23　37　30　219　108　202
準備金残高　1,048　1,020　1,126　1,220　1,337　1,393　1,604　1,789</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の措置の
効果見込み
（手段としての有効性）</td><td>露天掘りによる採掘終了後の跡地処理を円滑かつ確実に実施するために必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、跡地処理の確実な実施を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">相当性</td><td colspan="2">当該要望項目以外の税制上の支援措置</td><td>ない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予算上の措置等の要求内容
及び金額</td><td>ない。</td></tr>
<tr><td></td><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td>ない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の措置の
妥当性</td><td>災害防止に係る採掘跡地の措置の実施に当たっては、露天石炭採掘場の終掘までの期間が数年に渡るという特徴を有するため、各露天炭鉱事業者の採掘活動の実態に応じて、露天炭鉱事業者自ら採掘跡地処理に必要な資金を確保できる本準備金制度がもっとも効果的であり適当である。</td></tr>
</table>

税負担軽減措置等の適用実績	災害防止準備金の利用状況 (22 年度は見込み) (百万円) 年度　17　18　19　20　21 業者数　9　8　7　7　7 積立額　79　94　129　131　146 取崩額　141　92　23　37　30 準備金残高　1,048　1,020　1,126　1,220　1,337 ※事業者は全国で７事業者であり、想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っているわけではない。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	全７社すべてが本制度を利用している。
前回要望時の達成目標	露天掘りによる採掘終了後の跡地処理を円滑かつ確実に実施するために必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、跡地処理の確実な実施を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度創設以来、これまで２４ヶ所の採掘場が当該制度により準備金を積立てており、そのうち１０ヶ所の採掘場において採掘跡地の災害防止工事を実施している。
これまでの要望経緯	平成 4 年度　制度創設　平成 15 年度　制度延長 平成 5 年度　制度延長　平成 17 年度　制度延長 平成 7 年度　制度延長　平成 19 年度　制度延長 平成 9 年度　制度延長　平成 21 年度　制度延長 平成 11 年度　制度延長 平成 13 年度　制度延長